

一般社団法人日本臨床リウマチ学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本臨床リウマチ学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、リウマチ性疾患に関する臨床研究の進歩及び発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研修会の開催
- (2) 学会誌、図書などの発行
- (3) リウマチ性疾患に関する研究の奨励及び調査の実施
- (4) 優秀な業績の表彰
- (5) 国内外の諸団体との協力と連携
- (6) 国際協力の推進
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人には、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第7条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員の中から第14条に定めるところにより選任した評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。（以下、「社員」とは、第14条に基づいて選出された評議員を指す）。社員は再任されることを妨げない。但し、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了をもってその資格を失う。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し理事会の承認を受けて入会した個人
- (2) 推薦会員 リウマチ性疾患又はこれに関連する分野において造詣が深く、本会への多大な寄与が期待できる者として、理事会の推薦を受けた者
- (3) 名誉会員、功労会員 当法人において特に功績のあった者として、理事会の推薦を受けた者
- (4) 特定会員 当法人の目的に賛同し理事会の承認を受けて入会した外国人
- (5) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために理事会の承認を受けて入会した個人又は法人格を有しない団体
- (6) 法人会員 当法人の事業を賛助するために理事会の承認を受けて入会した法人

(入会)

第8条 当法人の正会員、特定会員、賛助会員又は法人会員として入会しようとする者は、理

事会において別に定めるところにより申し込み、評議員の推薦署名を記入し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員、特定会員、賛助会員および法人会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、支払い済みの会費については、理由の如何を問わずその返還を請求することができないものとする。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の1つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 自己の意思で退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 3年分以上会費等を滞納したとき

(自己の意思による退会)

第11条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会は特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 当法人の会員としての義務に違反し、かつその程度が著しいとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の除名決議があったときは、本人に通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前12条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員

(社員)

第14条 社員は、次項に定める条件を備えた会員の中から第3項に定める方法で選考され、理事会の選考を経て、社員総会の承認を受けることによって選出される。

2 会員が社員（評議員）に選出されるには、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 正会員であること
- (2) リウマチ性疾患に関して顕著な業績及び顕著な実績をいずれも有すること
- (3) 医学を通じて社会に多大な貢献を行っていること

3 理事会は、前項の条件を満たした会員の中から、その決議によって社員を選考する。

4 前3項のほか社員の選出に関する事項で本定款に定めのない事項については、理事会の決議により別に定める。

第4章 社員総会

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 各事業年度の事業報告及び決算
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 社員の承認
- (4) 学術集会学会長の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 会費の額
- (7) 役員の報酬の額又はその基準
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(社員総会の種類及び開催)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が開催決議をしたとき
- (2) 総社員の10分の1以上の社員から、会議に付議すべき事項及び理由を示して社員総会の招集が請求されたとき

(社員総会の招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集は、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって会日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による表決ができる場合には2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときはあらかじめ理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(定足数及び決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第27条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、これを10年間主たる事務所に保存する。

2 社員、理事、監事、当法人の債権者その他の利害関係人は、理由を記した書面を提出してこれを閲覧することができる。

(名簿)

第24条 当法人は社員名簿を作成する。

(社員総会運営)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令、定款に定めるもののほか理事会において定める社員総会運営内規による。

(会員総会)

第26条 毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に会員総会を開催する。

2 理事長は、会員総会に次の各事項を報告しなければならない。

(1) 第16条に基づき社員総会で決議された事項

(2) 第44条に基づき理事会の承認を受け、社員総会に報告された事業計画及び収支予算の内容

(3) 第45条第1項に基づき理事会及び社員総会の承認を受けた事業報告及び収支決算の内容

3 会員は会員総会において会の運営などに関し、意見を述べる事ができる

4 第18条及び第19条の規定は、会員総会につき準用する

第5章 役員

(役員)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上25名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

3 理事のうちから、理事会の決議によって代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

4 理事のうちから、理事会の決議によって副理事長及び常務理事各若干名を定めることができる。

(理事の職務権限)

第28条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第32条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の設定並びに変更
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 理事および監事の推薦
- (7) 社員の推薦
- (8) 学術集会学会長の推薦
- (9) 名誉会員、功労会員及び推薦会員の推薦
- (10) 正会員、特定会員、賛助会員および法人会員の承認
- (11) 理事の職務の執行の監督
- (12) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事

及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、議場において議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第28条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果等を記載し、議長並びに出席した理事及び監事が署名又は記名押印し、これを10年間主たる事務所に保存する。

第7章 学術集会

(学術集会及び学会長)

第40条 当法人は、定款第4条第1項にもとづき、毎年1回、日本臨床リウマチ学会学術集会（以下「学術集会」という。）を開催する。

2 学術集会に学会長1名を置く。

3 学会長は、理事の中から、理事会の推薦を経て、社員総会の承認を得て定める。

4 学術集会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利及び基金の返還)

第42条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

2 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上による承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第45条 当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及びその附属明細書、並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において報告し承認を得るものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(資産の管理)

第46条 当法人の資産は、理事長が管理し、現金は、理事会の決議を経て、定期預金その他の確実な方法により理事長が保管する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人に贈与する。

第11章 委員会

(委員会)

第49条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議に基づき委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は有給とし、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(書類及び帳簿の備付等)

第51条 当法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 社員総会議事録
- (3) 理事会議事録
- (4) 監査報告書
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他会計帳簿
- (7) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 社員総会議決権代理行使権限証明書
- (11) 役員の名簿及び履歴書
- (12) 役員その他の報酬支給基準
- (13) 社員の名簿
- (14) 会員の名簿
- (15) 職員の名簿
- (16) 合併契約関係書面
- (17) 認可等及び登記に関する書類その他官公署との往復書類
- (18) その他法令で定める書類

2 前項の各書類は、法令の定める期間保存しなければならない。また、その閲覧については、当法人の定める情報公開規定によるほか、法令の定めによるものとする。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。